

浪江町農業委員会総会議事録 (令和 7 年 1 月定例会)

1 開催日時 令和 7 年 1 月 20 日 (月) 午後 1 時 30 分 から 午後 2 時 08 分

2 開催場所 浪江町役場 2階 202会議室

3 出席委員 (9人) 欠席委員 (3人)

会長	4番	菅野 富美恵	(欠)
会長職務代理者	1番	鈴木 敬二郎	(出)
委員	2番	松田 孝司	(出)
	3番	岡 高志	(出)
	5番	中野 弘寿	(欠)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	高野 順	(欠)
	8番	加藤 修	(出)
	9番	川島 優	(出)
	10番	柴野 正男	(出)
	11番	武藤 栄治	(出)
	12番	三瓶 徳久	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員 (15人)

浪江地区担当	畠山 行男	大堀地区担当	半谷 祥一
幾世橋地区担当	鎌田 光男	苅野地区担当	高野 諭吉
幾世橋地区担当	安部 正之	苅野地区担当	吉田 あや子
幾世橋地区担当	木幡 裕秋	苅野地区担当	松本 善郎
請戸地区担当	脇坂 薫	苅野地区担当	笠井 宏光
請戸地区担当	荒川 勝己	津島地区担当	今野 勝彦
大堀地区担当	遠藤 定郎	津島地区担当	木幡 一郎
大堀地区担当	山田 勝広		

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (所有権移転)	2 件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (賃借権設定)	4 件
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 (地上権設定)	1 件
議案第4号	現況確認証明申請に対し審議の件	1 件
議案第5号	浪江農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について	

6 事務局職員

事務局長	金山 信一
事務局次長	長沼 和也
事務局係長	国分 丈典
事務局員	吉田 奈津子
事務局員	西谷地 勝成

議長 (会長代理の鈴木敬二郎委員より挨拶)
それでは、只今より1月定例会を開会いたします。
ただいまの出席委員数は 9 名でございます。また、推進委員数は 15 名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。
まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり、6番小澤委員および8番加藤委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 1番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書2ページ1番読み上げ)

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明ですが、藤田推進委員より体調不良のため欠席すると連絡があり、聞き取り結果についてはお預かりしています。事務局より報告をお願いします。

藤田推進委員 (事務局代読) 事務局より藤田推進委員からのお預かりした聞き取り調査結果について報告いたします。
譲渡人〇〇さんには11日、譲受人〇〇さんには19日に電話で確認をしました。現在、〇〇さんの夫である〇〇さんが〇〇〇の構成員として対象地以外の農地を含め営農保全に活動されているとのことです。譲受人〇〇さんは現在岩沼市に居住し、農繁期には〇〇に戻り手伝いをされているとのことです。今回の案件は、元気なうちに相続の手続きをしておきたいとの思いから申請したとのことです。当分の間、夫〇〇さんを中心に営農保全を行っていくということなので特に問題は無いと考えます。審議よろしくお願いいたします。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑なし)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第1号1番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
議案第1号1番は原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書2ページ2番読み上げ)

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いいたします。

半谷推進委員 大堀地区担当の半谷です。
1 月 19 日譲渡人〇〇さんと譲受人〇〇さんに電話で聞き取りをしました。譲渡人〇〇さんは現在常陸太田市に住んでおり、こちらの農地を管理するということができない状態という中で、〇〇さんの旦那さんと、譲受人〇〇さんは仕事上の付き合いがあり、この農地について話題となりました。〇〇さんは、経営規模拡大を考えており、この件に関して適正と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第 1 号 2 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 1 号 2 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 賃借権設定 1 番、2 番、3 番について、被設定人が同一であるため一括審議としてよろしいでしょうか。
(異議なし)
それでは一括審議といたします。

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 賃借権設定 1 番、2 番、3 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書 21 ページ 1 番、2 番、3 番読み上げ)

説明は以上です。よろしく申し上げます。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明ですが、藤田推進委員より体調不良のため欠席すると連絡があり、聞き取り結果をお預かりしています。事務局より報告をお願いします。

藤田推進委員 (事務局代読) 事務局より藤田推進委員よりお預かりしました聞き取り調査結果について報告いたします。
1 番設定人〇〇さんには 11 日に、被設定人〇〇さんには 12 日に電話で確認しました。〇〇さんは議案第 2 号 3 番の設定人〇〇さんから、今回の話を受け了解しているとのことです。
〇〇さんは、2 番の設定人〇〇さんが居住していた家屋を借りて町内で今営農活動をされています。今回の案件は、〇〇さんが幾世橋でザクロの植栽を行ったところ予定本数を行うことができなかったため、新たな土地の確保について 3 番の〇〇さんに相談したところ、議案第 2 号の 1

番から3番の土地を紹介され、居住地に隣接している一団の土地なのでお願いをしたとのこと。作付け予定のライ麦のために必要な機械、トラクター・コンバイン・乾燥機については手配済みです。ザクロについては販路を二つ確保しているとのこと。

設定人〇〇さんには12日に電話で確認をしました。除染による梨の木の伐採以降、〇〇さんは、いわき市から通って保全してきたとのこと。今回の案件は〇〇さんから相談を受け、〇〇さんと〇〇さんを〇〇さんに紹介したとのこと。〇〇さんへの聞き取り内容は、先ほどと同じです。

2番〇〇さんには、11日に電話で確認をしました。〇〇さんから話があり了解しているとのこと。特に問題は無いと考えます。審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第2号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第2号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第2号2番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第2号2番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第2号3番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第2号3番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件
賃借権設定 4番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書21ページ4番読み上げ)

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

鎌田推進委員

幾世橋地区担当の鎌田です。

1月14日に設定人〇〇さん、被設定人〇〇さんに電話で確認が取れました。〇〇さんは現在福島市の方に住んでおり、農地の管理や耕作はして

いないとのこと。近くの〇〇さんに、農地を借りたい人がいるが貸してはどうかという話があり、貸すことで話がまとまったということです。〇〇さんは双葉町に移住をされ、農業をしてみたいと思い農地を探していたところ、〇〇さんを通じて〇〇さんに農地を借りることができたということです。今まで農業の経験はありませんが、まずは家庭菜園的な感じで作物を栽培してみたいという話をしていました。トラクターなどは持っていないので、耕起の方は、隣でハウス栽培をされている方が行ってくれるということで、必要な農機具はのちのち揃えていきたいとのこと。またこの地区の圃場整備が予定されておりますので、それまでの２年間の期間限定で実施していくということでございますので審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

はい。11 番。

武藤委員 武藤です。農業委員会を通じて集積したときは、許可年数が、3 年、5 年、10 年と記憶しています。存続期間を 5 年を 2 年に直しているんですが、2 年でも 1 年でもこれは構わないんですか。

議長 はい。事務局。

事務局 年数については特に決まりは無く、双方で合意を得られた年数であればこちらとしては問題なく受け付けております。

武藤委員 はい。そういうことであれば分かりました。

議長 その他ございませんか。

その他、質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第 2 号 4 番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 2 号 4 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件
地上権設定 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書 54 ページ 1 番読み上げ)

【追加・差し替え資料②】58 ページ差し替え

現地調査時に指摘のあった事項について、対応策などが追記されています。

本件は、株式会社〇〇〇が関わる野立ての太陽光発電設備の設置にかかる申請です。

申請地の位置は、61、62 ページをご覧ください。浪江インターチェンジから 320m ほど東へ進んだ、国道 114 号線沿いの宅地に隣接している農地です。

農地の種類は、周辺を宅地や山林に囲まれた小集団の生産性の低い農地となりますので、第 2 種農地となります。

第 2 種農地は、当該農地に代えて周辺の他の土地では事業目的が達成できない場合に許可できるものとなっています。

66 ページをご覧ください。他の土地と検討したが、当該地しか適当な土地がなかったという検討がされておりますので、立地基準は問題ありません。

97 ページをご覧ください。北側の一部に碎石が敷かれている状況について顛末書が提出されております。

一般基準の資力については、通帳の写しを提出いただき、事務局で問題ないことを確認しております。

周辺農地への影響ですが、排水や日照等、特段問題がないと考えられます。

当委員会のガイドラインで提出を求めている書類は、81 ページから受給電力契約書、90 ページから設備の保守の契約書、93 ページが確約書、94 ページから調整状況報告書となっています。

本案件は、福島県知事が許可権者となっておりますので、当委員会の意見を付して県へ進達いたします。

説明は以上です。よろしくお願いします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

吉田推進委員

苅野地区担当の吉田です。

設定人〇〇さんとは 1 月 16 日電話で確認が取れました。〇〇さん自身高齢で農業後継者もいないので、耕作管理ができない状態になっていました。農地をなにか有効活用したいと思っていたときに折り込みチラシで〇〇〇の存在を知り太陽光発電の設置用地の募集に申し込んだとのことです。被設定人株式会社〇〇〇とは 1 月 17 日電話で確認が取れました。仲介した〇〇〇にも 1 月 17 日電話で確認しました。〇〇〇が太陽光発電の設置用地を折り込みチラシ等で探していたところ、〇〇さんの方から募集があり検討した結果条件を満たしたので決定することになったとのことです。株式会社〇〇〇は太陽光による発電事業に取り組みたいと考え探していたところ、業者〇〇〇を介して当該地を借り受けることになったとのことです。設置後の用地内、周辺の草刈り清掃等は、〇〇〇が管理をするとのことです。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

松田委員

2 番松田です。現地調査は 1 月 14 日に行いました。現地では施工予定業者と行政書士さんから説明を受けました。設置人の宅地跡は国道 114 号線の南側に面していて、宅地跡の西側の農地が今回の申請地となっています。宅地跡と今回申請地を含め太陽光発電設備を設置する予定とのこ

とです。まず、周辺環境としても、申請地の南側 1m50 cm離れたところに高い農道があり、さらにその南側に水田など農地があつて、影響は無いかと思っています。西側から北側にかけて申請地の脇に水路が少し低い所に通っていて、少し心配はしたんですけど、申請地の路肩から 1m 入った所をフェンスで囲って、その外側は今回工事はしないということでした。申請地に太陽光発電施設を設置する場合、畑の高低差が約 1m 位あるので、レベリングして平にすると、西側に 50 cm位の盛土部分ができます。93 ページの確約書 (3) では雨水等による土砂、汚泥の流失及び水害等の災害防止に努めると言ってますので大丈夫かと思っています。97 ページの顛末書に書いてあったとおり碎石が敷いてあったんですけども、今回の立ち合いの際には漉き取って宅地に取り除いてあったので大丈夫かなと、問題は無いかと思っています。以上が現地確認の結果となりますのでよろしくご審議をお願いします。

議長

事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
特に、異議のある方はその理由を含め発言を頂戴したいと存じます。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第 3 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 3 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、
議案第 4 号 現況確認証明申請に対し審議の件 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします(議案書 98 ページ 1 番読み上げ)

申請地の位置は、100 ページをご覧ください。
9 月の総会で承認となりました棚塩地区での現況確認証明申請と同じ内容のものとなります。
東北電力㈱が浪江・小高原子力発電所用地として取得した土地について、建設計画がなくなり、一部は町へ譲渡され福島水素エネルギー研究フィールドなどが建設されています。残っている土地のなかで、東北電力へ土地を提供して以降耕作をしておらず、森林化し現在に至るところが今回の申請地となっています。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

鎌田推進委員

幾世橋地区担当の鎌田です。
〇〇さんとは 1 月 15 日に電話にて確認が取れました。今回の申請についても東北電力さんからも連絡があったということです。当該地は代々

畑として耕作をしておりましたが、海岸沿いの侵食が著しく耕作を止めていましたが、東北電力の発電用地であったことから東北電力に提供して以降、耕作管理等を行っていなかったため荒れ果てて山林化してしまったということで、今後も耕作管理をすることもできないため今回の申請に至りましたということで審議よろしく願いいたします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

岡委員 3 番岡です。
1 月 14 日現地確認をしました。先ほどの事務局の鎌田推進委員の説明のとおり現況の写真が、101 ページから 103 ページのように山林化しております。地目変更やむなしというところです。以上報告いたします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第 4 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 4 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、
議案第 5 号 浪江農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書 105 ページ 読み上げ)

説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第 5 号に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 5 号に原案のとおり承認を与えます。

以上で、本日上程されたすべての議事が終了しました。

令和 7 年 1 月 20 日

開始時刻 午後 1 時 30 分

終了時刻 午後 2 時 08 分

議 長

議事録署名人 (6 番)

議事録署名人 (8 番)